

2008年11月4日

徳島県知事
飯泉 嘉門 殿

徳島県保険医協会の
理事長 古川 民夫
徳島市幸町1丁目4-4
電話 088-626-1221



「無保険の子ども」に関する緊急要望書

貴職におかれましては、県民の生活・健康増進のために日夜ご尽力されていることに敬意を表します。

私たち徳島県保険医協会は県下約600名の保険医が構成員となり、自主的に保険医療の改善に取り組む県民・国民が安心して医療にかかる社会保障制度の充実を目指して活動しています。

さて、10月30日に厚生労働省が発表した、「国民健康保険料を滞納し、資格証明書を発行している世帯の義務教育以下の子どもに関する全国調査」集計結果によりますと、実に、全国では32,903名、徳島では191名もの無保険状態の子どもがいることが判明しました。

徳島県では乳幼児医療助成制度対象年齢が6歳まで引き上げられ、制度の拡充が行われたところですが、せっかく助成年齢が引き上げられ、制度対象が広がったにもかかわらず、新たな問題が発生しています。

経済的な事情などで国民健康保険の保険料を滞納したことにより資格証明書が発行され、受診の際に窓口で医療費の全額自己負担が必要になった「無保険」状態の子どもが多数おり、本来医療を無差別平等に受けることが出来る子どもの権利を奪った状態で放置していることは重大な問題です。

資格証明書の発行で、保険給付を差し止められ事実上の無保険状態となり、治療の必要な子どもが医療から遠ざけられているという制度運営は、国民健康保険法はもとより、児童の健全な育成を定めた児童福祉法にも反するとの批判の声が上がっていることは当然のことです。

まさに憲法25条で保障された「生存権」の侵害であると同時に、昭和26年5月5日に制定された児童憲章3の「すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害から守られる」も逸脱しています。

県は一刻も早く、このような事態を解消すべきであり、子どもの権利を保障すべきです。子どもは、子ども達の健全な成長を願い、若い家庭の子育てを励ますために、下記の項目について改善・充実を図られるよう緊急に要望いたします。

記

【基本要請】

国民皆保険制度の発足の趣旨から資格証明書の発行は、徳島県独自の判断で止めること。
また、県下、市町村にも同上趣旨を指導すること。

【緊急要請】

1. 義務教育以下の子どもがいる世帯に対する資格証明書の発行は行わないこと。
1. 資格証明書を発行されている、子どものいる世帯に、直ちに通常の国民健康保険証を発行すること。
1. 国民健康保険の保険料滞納世帯へは懇切丁寧な相談に乗ること。
(相談実態 144 滞納世帯(子どもの数 191 名)中-何等かの対応 70 世帯=48.6%、70 世帯中-訪問は 24 世帯=34.3%)

以上